

下野市情報化推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市において地域情報化計画を策定するにあたり、広く市民等から意見、提言を求めるため、下野市情報化推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、10人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤とし、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から地域情報化計画策定の日までとする。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画部企画財政課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、地域情報化計画策定の日をもってその効力を失う。